

目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準

平成23年4月1日付け目総契第1323号決定

契約条項（工事）第10条第3項に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととすることができる場合、及び現場代理人の兼務について、次のとおり取扱うこととする。

1 現場代理人の常駐について

(1) 常駐しなくてもよい期間

実質的に工事現場が稼動していない次の期間においては、常駐しなくてもよいものとする。

ア 休日等で工事現場が稼動していない期間

イ 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

エ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

オ 橋梁、ポンプ、発電機、エレベーター、配電盤等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

カ 工事期間中であっても、当該工事が稼動しない場合で、他工事との関連のないことが明確な期間

(2) 工事現場が複数の場合の取扱い

一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に滞在していることを原則とする。

(3) 一時的に現場を離れる場合の取扱い

当該工事に関わる打合せや資材購入等のために一時的に工事現場を離れる場合は、常に連絡が取り得る状態を確保しなければならない。

(4) 共同企業体が施工する場合の取扱い

共同企業体が施工する場合の現場代理人については、代表者となる企業等に雇用される者でなければならない。

(5) 現場代理人の途中変更

工事請負者は、以下の場合に限り、届け出た現場代理人を変更することができる。その際、（様式1）現場代理人変更届を区に提出し、協議するものとする。

ア 死亡、傷病、妊娠、出産、育児、介護、退職、休職、転勤等の事情により、現場代理人本人が職務を継続できない場合

イ 工事内容の大幅な変更や工期延長等により、専門性の異なる現場代理人への交代が

必要となった場合

ウ 発注者から工事施工上の理由で交代を求められた場合

エ その他、区が認めた場合

(6) 現場代理人の資格要件

現場代理人は、工事請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、配置しなければならない。

2 現場代理人の兼務について

次のいずれかの条件を満たす工事（区発注であり、かつ、現場が区内である工事）等については、3件まで現場代理人を兼務することができる（常駐をしなくてもよい期間以外の期間も含む）。その際、（様式2）現場代理人兼務届を区に提出し、協議するものとする。

(1) 下記アからオの要件すべてを満たす工事

ア 工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式の場合は9,000万円未満）の工事

イ 常に携帯電話等で連絡をとれる、又は、当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器が確保されていること

ウ 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かうなど適切な対応を行うこと

エ 工事現場の安全管理に支障を生じさせないこと

オ 設計図書等に他の工事と兼務できない旨の記載がないこと

(2) 単価契約に係る工事等

(3) 追加工事（先に契約した工事（以下「本体工事」という）の契約工期中に、同一敷地内又は近傍の範囲内で施工する本体工事に関連する新たな工事。ただし、本体工事の現場代理人が追加工事を兼務する場合に限る）

(4) 区民から付託を受けて区が発注する工事（私道整備工事等）

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月5日付け目録契第6960号）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。